

第3回「第3次高知県DV被害者支援計画」策定委員会

(概要版・公表用)

1. 日 時 平成 28 年 12 月 5 日 (月) 18:30～20:30
2. 場 所 高知城ホール 2階会議室
3. 出席委員 青木 美紀、吉田 充、筒井 早智子、長澤 紀美子、宮上 佳恵、
計田 香子、田中 弘訓、田原 央子、福島 幸子 (敬称略・順不同)

4. 議 事

1) 委員の意見等への回答及び検討結果等一覧

- ・事務局から資料1により説明

【質疑応答】

(委員)

2について、「職業訓練を受ければ給付金が出る。」「職業訓練を受講できない場合は生活保護。」となっているが、例えば訓練に通う電車賃がないなど、ちょっとしたお金が無いために職業訓練を受講できない場合は、生活保護につなぐことになるのか。

(県民生活・男女共同参画課)

お金が無いからすぐに生活保護というわけではない。女性保護団体の貸付金などを活用していただくことで、当面のお小遣い程度の現金は確保することができる。

(委員)

生活困窮者自立支援制度でも現金給付が無く、結局即座にいるお金が手元に無い状態になるため、支援制度検討会の中で、自立相談支援事業でも現金給付をするべきだという意見が出ている。今後、具体的にどう変わっていくのか分からないが、生活に困っている状態は生活困窮者もDV被害者も一緒なので、資金がすぐに借りられる状況であれば問題は無いだろうが、お金が入るまでのつなぎや日々の生活に必要なお金を保障してあげたらいいのではないか。

また、県に居住支援協議会ができてはいるはず。空き家の情報を不動産会社とリンクして住宅を紹介する、国交省の行っている事業で、その活動状況が分かるようであれば、今日説明いただければありがたい。

10について。

前回、団体への援助は無いという話だったと思うが、社会福祉法の改正で社会福祉法人が社会貢献することが義務付けられたおかげで、例えば埼玉県では「彩の国（あんしん）セー

フティネット^{*1}」で社会福祉法人が拠出金を出し合い、基金を積み立て、お金を貸す、医療費や光熱水費等を出す取組をやっている。例えば、こういった支援団体向けに何がしかの支援をする仕組みづくりを県下横断的にやっていただくのが一番いいと思うので、参考にしてください。

(県民生活・男女共同参画課)

勉強させていただきたい。

(委員)

9について。

病院関係者のDVに関する理解を深めるのはいいが、保険診療から考えると、緊急避難目的で入院することは不可能だと思われる。

子どものPTSDについてはともかく、大人の場合、暴力を振るわれた程度で緊急入院という措置は難しい。ただ、処置をした後、すぐに引き取ってくれるような制度があれば非常にありがたい。

(県民生活・男女共同参画課)

この項目については、委員から大阪にこういった事例があるをご紹介します。

(委員)

この緊急入院は出産。危険があり、産婦を県外に逃がしたが、病院にかかっていないため入院ができないといった時に、DV関係で緊急入院で受け入れてくれた病院があると、大阪の例を紹介させていただいたもの。怪我で緊急入院したわけではない。

(委員)

過去に、そういった方で、何とか理由をつけて入院させ、2～3日、1日様子を見ましようとなったことがある。配偶者暴力相談支援センターに電話をしたがすぐに引き取ってくれず、家にも帰れず、どこにも行けず、保険診療上非常に問題はありますが、その人の緊急性と病気もあったということで、結局数日間入院させたことがある。

「病院と連携」というのであれば、病院から連絡があった場合にシェルター等に入れるようにしてもらえば、協力はできるのではないかと思います。

(委員)

企業等への働きかけの項目について。

やはりまだDVは個人的なこと、内緒にしたいという思いが先立つのではないかと。企業が色々なハラスメントの啓発等の役割を分担してやっているが、いざDVに対する啓発や相談窓口をするとすると、いいとは思いますが、定着するかどうか疑問。資料にも「どういった連携

が可能か今後検討していく。」と書かれているが、中々応援、一緒に船に乗ってもらうことは容易でなく、私も今後の課題だと思う。

(筒井委員長)

他に質問やご意見は無いか。無ければ、次に移りたいと思う。

では、次は資料2と3を使って、計画の概要について事務局から説明をお願いしたい。

2) 「第3次高知県DV被害者支援計画」概要

・事務局から資料2、資料3により説明

(委員)

資料3の2(1)①の配偶者暴力相談支援センターの周知で、「経済団体等を通じて、企業等にも支援センターを周知」とあるが、経済団体の会報等については、経営者のところで止まってしまい、従業員まで情報が行き渡らないことがあるのではないかと。

(県民生活・男女共同参画課)

企業の経営者に届く冊子もそうだが、社内報等に載せていただくといったことも働きかけていきたい。

(委員)

企業に働きかける場合に、どこの機関紙でも使っていただけそうな簡単な文例を作ってお願ひした方が掲載されやすいのではないかと。

(県民生活・男女共同参画課)

いくつかパターンを作ってみたい。

(委員)

3(3)「民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実」に、「民間シェルター及び社会福祉施設等」とあるが、この社会福祉施設等の中に母子生活支援施設が入っているとの理解でよろしいかと。

(県民生活・男女共同参画課)

はい、そうです。

(委員)

「4 DV被害者の自立に向けた支援」と「5 地域における取組の推進」のところ。

「子どもの健やかな成長の見守り」に関連して、加害者の夫が、子どもに会えるように働きかけるための団体を立ち上げ、その団体からうちにメールや電話などが来ている。お母さんは、子どもに会わせたくない、子どもを連れ去られるのではないかと非常に心配されている。子どもが怖がっていれば、お医者さんから診断書をもってPTSDだからと面接を拒むこともできるが、父親が子どもに会う権利もあり、父親に会うことも必要。

以前、安心できる場所で会いたいのでどこか場所を提供して欲しいと、女性相談支援センターをお願いをしたところ、出来ないという返事だった。今回調べたところ、県外には面会交流で会えるセンター、場所があるが、高知県には無いので、例えばソーレや女性相談支援

センター等にそういった場所をつくる必要性があるのではないか。それによって、子どもを安心して父親に会わせることが出来る。見守りがある中で、会わせることができるというのは大きいと思う。この問題を抱えている方は非常に多いので、お願いできればと考えている。

(女性相談支援センター)

女性相談支援センターでは被害者をシェルターに保護しているため、そこに加害者が来て面会をするのは中々難しい。

法テラスで会える支援を行っているところがあるが、人手が足りず、全部に対応できる状態ではないと聞いている。ただ、活動していることは確かなので、相談をもらった時には「相談をしてみてください。」とお伝えしている。

(委員)

法テラスでは、離婚をされた、あるいは離婚を前提としているご夫婦のお子さんと、別居している親御さんとの面会交流を支援しているが、場所の提供はしておらず、聖園(みその)等で場所をご好意でお借りしてそこで面会交流をしている状況。

ただ、先ほどご説明があったように、人材不足で沢山の要望には対応出来てないため、場所や人材についてのバックアップやご協力など、私も面会交流に取り組む中で必要性を感じており、よろしくお願ひしたい。

(委員)

当施設の退所者で、現在民間のアパートに入っている母子だが、父親と子どもが施設内で毎月1回面会をしている。お母さんが以前「ちぐさ」にいたということで、利用していただいております、そういったことも今後ご協力できるかなと思う。

(委員)

資料3 の拡充項目の1(3)①「中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施」で、保護者をどういった形で啓発に巻き込むことを考えているのかお伺ひしたい。

経済団体等への社内研修等実施の働きかけについてはいいと思うが、どちらかというところ企業への働きかけは正社員、正職員向けで、主には男性が対象と考えられる。男性のDV被害者も増えてはいるが、DV被害者は女性が多いかと思うので、働いていない女性にどこまで情報が伝わるのか疑問。子どもを通じて母親に対して啓発をしていただければ、いいのではないかと思う。

そこで、保護者を対象にした啓発について、何か具体的なお考えがあるのか伺ひたい。

(県民生活・男女共同参画課)

保護者については、例えば、デートDVについて保護者会等の機会を捉えて講演会等をさせていただくこと等が考えられるかと思う。

(委員)

CAPという児童虐待防止のプログラムがあり、その中にデートDVやDVをされている親への啓発、保護者対象のプログラムがある。学校で子どもたちや、あるいは保護者や教職員に対してワークショップをやっているようなところで、デートDVに関する教育に関わってもらうのは、保護者向けという形でやれるのではないかと思うので、そういったことを視野に入れてやっていけたらと思う。

(委員)

様々な場所にDV相談窓口周知のカードを置いており、結構目立っているが、こういった範囲に設置しているのか。設置場所は公共の場所以外に、民間ではこういったところに配布しているのか。

また、男性トイレには置いていないのか。

(女性相談支援センター)

毎年11月12日から25日までが女性に対する暴力をなくす運動期間で、その期間を中心に広報・啓発活動を行っている。例えば、県内に9クラブある国際ソロプチミストのご協力を得て、啓発用のティッシュや先ほど言われたカード、パンフレットなどを県内の企業や公的機関のトイレ等に置いていただくよう、配布している。そういったものをご覧になって、センターに相談して来られる方もいる。

(委員)

企業とおっしゃったが、どの程度の規模の企業に配っているのか。従業員が何人以上の企業と基準があるのか。

(女性相談支援センター)

例えば、従業員が50人以上といったような企業規模、大規模な企業というわけではなく、ご協力いただける場所に置かせていただいている。

なお、男性トイレにはカードを置いているのを見たことはない。

(委員)

気付きという意味でも、男性トイレにも置いた方がいいのではないかと思うが、難しいか。

(委員)

実は、あのカードを作ったのは私で、持っていても何のカードか分からないよう、幼稚園のお便りのように電話番号を入れている。そのため、男性トイレに置くと加害者がそれを見て番号を知ってしまい、非常に危険だと思う。確かに男性の被害者もおおり、男性に対してと

いうのはあるが、一般に男性トイレに置いて啓発するのは危険だと思う。

私たちもカードを作ってスーパーマーケット等に置いているが、かなりの方が取って行かれて、私たちも気を付けて配っているが、空になっていることが非常に多い。人手が足りず、男性のメンバーが「女性トイレに置いてくれ。」と交渉に行くこともある。

男性被害者にどうアプローチしていけばいいのかという課題はあるが、逆に男性被害者が相談できる場所があるということを、相談して来られた方に連絡先などを直接、個人的にお教えするという形が取れるのではないかと思う。

(委員)

男性の気づきへの働きかけは、よほど強力にやらないと今の状態では中々難しいかと思う。

3)「第3次高知県DV被害者支援計画」素案

・事務局から資料4、資料5により説明

(委員)

冒頭に話をしたが、資料5の39ページ、国土交通省が各県に居住支援協議会を置き、居住の確保の支援をしている。次の委員会までで構わないので、高知県の今の取組をいただけないか。

これは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第10条第1項に基づき、社会福祉法人、NPO法人等が取組をする協議会で、47都道府県、17区市町村で設置されている。京都市、大牟田市、天理市等いくつかでやられていて、北九州市ではNPO法人がしている。

住宅は生活の拠点であり、住宅の確保が就労のベースになってくるので、例えば空き家情報を不動産業者と連携して提供していく。県下を網羅した支援が出来れば、住宅の確保がしやすくなり、また、住宅が確保されれば就労にもつながっていく。

そこで、高知県の協議会の取組状況を、この場で皆さんにご紹介していただけたらありがたい。確か今日、午前中に県の協議会がセミナーを開催しており、高知市の社会福祉協議会も参加していたと思う。どんな活動をされているか、情報提供をお願いしたい。

DV被害者であっても生活困窮、住宅の確保は必要なので。

(県民生活・男女共同参画課)

協議会については承知していないので、勉強させていただきたいと思う。

(筒井委員長)

よろしく願います。

(委員)

関係機関・団体、企業等の表記が出ているが、後の方で、突然「経済団体」との表現が出てくる。経済団体とは何を指しているのか。

(県民生活・男女共同参画課)

例えば、商工会議所や経営者協会等を想定している。

(委員)

企業ではなく、「団体」として特に取り出しているということか。

(県民生活・男女共同参画課)

個別の企業ではなく、企業の集まった団体を想定している。

(委員)

わざわざ「経済団体」とせず、単なる「団体」でもいいのではないか。資料の色々なところに「経済団体」が出てきている。これまでは、関係機関・団体という表現はあったが、経済団体という表現は全然出てなかった。これほど細かく分けなければいけないのか。

(県民生活・男女共同参画課)

商工会議所のように広報紙をお持ちのところもあるので、そういったところへのご協力もお願いしたいということで、経済団体の表現にさせていただいた。

(委員)

経済団体であれば、そこに会員企業が入っており、具体的な名前までは出さないまでも、そういった団体さんにご協力をお願いするという意味で書かれているのでは。確か第2回の委員会の時に、経済団体にご協力をという発言を私もしたように思う。

(委員)

資料4 4ページ目、配偶者暴力相談支援センター機能の強化には直接関わらないため、市町村の基本計画の策定の項目を柱の5のみに記載したとの趣旨は理解できる。また**資料5**で具体的な連携強化に向けての働きかけとご提案があり、それについては理解しているつもりだが、やはり市町村が基本計画を策定するように県が働きかけるスタンス、市町村計画の策定に向けた助言や支援を行う形の文言が書けないか。

市町村がノウハウを蓄積していくことで、市町村独自の計画が出やすくなると思う。それに向けて、最終的に市町村で体制、自主的に相談出来るような体制づくりをしてもらうといった、市町村に主体的な意識を持っていただくという意味で、ここに計画を書いた方がいいのではないかと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

市町村の基本計画の策定については、**資料5**の45ページに「基本計画の策定が進むよう助言や情報提供などにより支援する」とあるが、書き方については検討したい。

(委員)

最近市町村に犯罪被害者向けの窓口が出来、この秋に県から各市町村への研修も行われたと聞いている。この計画における位置付けや関係についてお聞きしたい。

つまり、計画の中でそれはここに位置付けられていて、例えば犯罪被害者の方で入って来た事案に中にもDVに該当するものがあると思うので、それについては連携出来るというような流れが出来ているのか。

(県民生活・男女共同参画課)

この2月に全市町村に犯罪被害者の相談窓口が設置された。市町村では、DV関係の相談窓口も一緒になると思うので、DVの相談や犯罪被害者の相談も同じ部署で対応するようになると思うので、連携という意味では大丈夫だと考えている。

(委員)

ということは、窓口は一本で受けられるという意味か。

(県民生活・男女共同参画課)

ほぼ同じ部署で対応しているということ。

(委員)

資料5 の18ページ「①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施」の1つ目で、担当課等が人権啓発センターとなっているが、あえて人権課は外しているのか。

他にも何ヶ所か、人権啓発センターだけが入っているが、人権課も人権啓発センターと一緒に動いているかと思う。

(県民生活・男女共同参画課)

人権課には実際に動いているのは人権啓発センターだからという思いがあって、このような表現になったのではないかと思う。

(委員)

ちょうど昨日、中央公園で人権フェスタがあり、一緒に展示物等の掲示をさせていただいたので、人権課も入れてもいいのではと思った。

(県民生活・男女共同参画課)

なお、人権課には確認してみる。

(委員)

話は戻るが、犯罪被害者の相談窓口が各自治体に設置され、そこでDV被害者も一緒におっしゃった。ただ、「犯罪被害者」は出ていても、「DV」が出ていない場合が非常に多い。

「犯罪被害者」で、DVが頭にあるかと言うと、実は無い。DVの被害者は犯罪被害者だと被害者も加害者も認識がないというのが現状。同じ窓口でも大丈夫だが、やはりDVの相談窓口だということをハッキリ出して欲しい。

(県民生活・男女共同参画課)

市町村によっては、DVの相談を男女共同参画の部署にまずつなぐところがあると思う。犯罪被害者の窓口は2月に出来たばかりで、先日初めて集まっていたいで研修をした状態。今後は、その辺にも取り組んでいきたい。

(委員)

資料5 24ページについて。

子どもの人権110番が復活したのはいいと思うが、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）は各学校に置かれているのか。SSWが窓口になるかと思うが、仮に教育委員会に置かれると、高知市もそうだが教育委員会を経由して窓口に到達するかどうかというところもあるので、その辺のフロー、教育委員会との関係ではどうするのかという工作があるのか。

(人権教育課)

SSWは、市町村の教育委員会に置かれている。配置型、巡回型など色々種類はあるが、各市町村の教育研究所や教育委員会に籍を置いて、管内の学校に行っている。

(委員)

巡回型などとのつながり等の記載が無いが、対応する場合のフローがあるのか。

子どもを切り口にしたところは、生活困窮者の方でも結構話題になっている。その辺をどうやって探っていくのか取り上げられており、経過的に見ていただくという中でどうやって見ていくのか疑問。

(女性相談支援センター)

フロー図等は作成していない。実際にこういったケースが起こった時につないでいくことはしているが、システムとしてという形では出来てない。

(委員)

固定したものではなくても、フロー図等はあった方がいいと思うので、検討していただきたい。

(委員)

先日SSWの研修にスーパーバイザーとして入らせていただいた。実際にはフードバンクの方で依頼があり、DVの関係もやっていることで一緒に話をさせていただいた。

その後、子どもさんあるいは、親御さんを連れてということで、かなりのSSWから相談が来ている。SSWは、色々な形の問題を抱えていて、どこにつないだらいいか迷ったり、困っている。研修をやった時に、ワッとSSWが相談に来られており、もっと、どういったところにつなげばいいかといったような情報を提供すべきではないか。相談を受け、住居や色々な問題、生活保護につないだりなど、私もやってきたが、どこに相談したらいいのか

を分かっていると感じた。

(委員)

資料5 の20ページから、資料4 の3ページの上の部分の「加害者への対応」だが、もう少し踏み込んだ内容にならないものか。加害者のことについては、詳しいことは分からないが、これが精いっぱいなのか。

昔アルコール依存症の方でかなり問題があって、精神保健福祉センターで相談を受けたりもされていたようだが、高知版、何かきっかけになるものがどこかで出来ないかという思いがある。新しく計画を立てるので、少しは5年前の計画と違う書きぶり、もうちょっと踏み込めないものか。この部分がよく分かっているからこそ、何か手立てが、きっかけが無いものかと思うが、委員、如何か。

(委員)

私も長年やってきたが、実はDVの支援でシェルターや相談を受ける際には、通常、加害者に全く接触をしないのが前提。だから、女性相談支援センターもそうだと思うが、当事者がやって来て、余程話をしなければいけない時は別として、ほとんどの場合は加害者の話は全く聞かない。

ただ、うちは必ず加害者に会う。被害者は連れて行かないが、相手側の親族と被害者の側の親族と加害者本人に会っている。加害者側と会って話し合いをするといった活動をしているのはかなり特殊で、他はそんなにしていないと思う。

加害者プログラムをやっている香川や東京の団体などは、それはそれで加害者の話しか聞かず、被害者の話まで呼んでは聞いていない。加害者と被害者の両方の話を聞いてというのは、多分、うちだけだと思う。

加害者に対してというのは、そういうことも含めて非常に難しい。加害者にアプローチすること自体、身の危険を感じている支援者の方がほとんどで、加害者の中には本当に想像できないくらい非常識なというか、暴力的な人がいる。勿論、そういう方に会う場合は、距離を置いてお話しする、ある程度常識がある方にはお会いするが、加害者に対してという考えは非常に難しいと思う。

(委員)

以前、大阪の団体だったと思うが、自主グループ、昔自分達が加害者であった方、その時は男性だけが加害者だったが、気づきがあった人たちが仲間で集まって、ワークショップをした。

アルコール依存症とは異なるが、自分達が何とか出来ないかと思っている人がいないことはないと思う。同じような加害者の立場の人達が集まって、自分達の気づきとか、既に立ち直っている人達の話の聞いたりとといったことが出来ないものかというのがずっとある。10年以上前に聞いた話だが、まだ続いていると思う。

また、その人たちのグループかどうか分からないが、比較的最近、DVを行った男性たちの話がテレビ番組であった。だから、出来ないことは無いが、きっかけが分からないし、どこかそのように自分達の意味で立ち上げている自主グループがあれば、参考にさせてもらうことなどが出来ないものかとずっと思っている。

DVについては、やはり加害者についても何らかのフォローをしないと、そのままでは被害が減ることは無いと思う。(被害者対応と加害者対応の)両方をしていかないといけないので、何か有効な方法はないか、情報を集めることも大事だと思う。

国がまだプログラムを作成していないことは分かっているが、それが出来るのを待っているのもどうかと思う。今お聞きした香川と東京の話で、いいか悪いかは別としてどういうプログラムで、どういう風に行っているのか情報が収集できないものか。

(県民生活・男女共同参画課)

情報収集については可能だとは思うが、実際に自主グループをやる場合、グループをコントロールするファシリテーターや、精神科の先生についてもらってでないと危なくてできないのではないかと思う。

そういったことが出来るのかどうかについて、先日、精神保健福祉センターの所長(精神科医)にお話をお聞きしたところ、「高知ではそういった方がおらず、まだ無理だろう。」とのことだった。

アルコール依存症については人数も多く、下司病院等があるので、一定の自助グループは出来るだろうが、DVの加害者については人数的なこともあり、DVの加害に理解のある方、精神科医や臨床心理士が少なく、まだ先の話なのかなと思う。

なお、情報収集については、引き続き行っていきたい。

(委員)

事情はよく分かるが、積極的に情報を収集し、参考にして、高知なりのことが何かできないか、今後皆で考えていただくということで、「積極的な」情報の収集をお願いしたい。

(県民生活・男女共同参画課)

計画期間は5年であり、5年の間に積極的に情報を収集するという事で、表現を変えたい。

(委員)

私は、加害者プログラムの資格を持っており、山口のり子さんのプログラム、研修も受けた。児童虐待の加害者プログラムは、高知でも何度か実施したが、母親の方しか今のところ出来ていない。父親の方もやって欲しいとの声もあったが、その場合、やはりDVと重なってしまう部分もある。やることも色々な形で検討したが、非常に難しい。スタッフ等が厳しいというのがあって、加害者プログラムを実際に高知でやることを検討するところまで行か

ない状況。かなりのスタッフが必要で、また、研修を受けてくる人もしっかりした知識が必要で、長年研修を受けた方でないと無理というところがある。

香川の方は10年近くになるので、私の方に加害者プログラムを受けたいと加害者の方から相談があった際、遠いが通えない距離ではないので、紹介したこともある。何とか、香川の方のプログラムを受けていただく程度で、まだ高知では難しいのではないかと思います。

(県民生活・男女共同参画課)

去年、今年と、関係機関の研修で加害者プログラム関連の講演を2年連続実施している。21ページに書いているが、スキルアップ研修を実施するということと、一番下にあるように、「国や他県の情報を収集するとともに、その情報を活用した対応策を検討します。」ということで、現段階は、こういう形でやらせていただければと考えている。

(委員)

アルコール依存症とDVの加害者はかなりオーバーラップするところがあり、DV加害者がアルコール依存症を抱えていることもある。高知はアルコール依存症も多く、DV加害者も割合としては少なくないと思う。

まず、依存症の方がかかる精神科の医療機関、専門職の方に、DVについての研修・周知をしていただくことで、支援者が自立支援を行い、家庭を全体として見ていく中でDVの問題が出てくる可能性もあるのではないかと。

DV加害者プログラムも重要だと思うが、まずアルコール依存症の方たちの中にDV加害者がいるかどうか、支援者が気付けるような研修ができればいいと思う。

(委員)

もう随分前に下司先生が中心となって（自助グループを）立ち上げられて、アルコール依存症の方が、自発的に自分でこれではいけないと、そこに入ってアルコールを断ったという方も知っている。ただ、初めのうちは、中々協力を得られず、「そんなところに行けるか。」みたいなこともあったように聞いている。やはり気付き、啓発していく中で考えてもらうのも一つの方法ではないかと思うので、是非よろしく願いしたい。

(委員)

家族の方はプログラムに行きたくて欲しいと思っているが、アルコール依存症の方で、その自覚があり、プログラムに行きたいという例は非常に少ない。アルコールを飲んでいる人がDVを起こしているが、そういう方もアルコールを飲んでいない時はDVをしないので、ほとんどがアルコール関係だと考えられる。

プログラムを作って体制を整えても、強制的な入院はさせられないため、結局、そこへ来てもらうことが難しく、問題になっている。

DVも病気だ、依存症だという啓発が大事。依存症は病気だということ、例えばニコチン

依存症は病気、覚せい剤依存症も病気。病気というカテゴリーを普及していただくことが大切ではないか。

(委員)

病気ということであれば、治療が必要。確かにそうですね。

本人に気付いてもらうことは中々難しいが、確かに病気だと思えば、もっと方法があるかもしれない。加害者本人は病気とは思っていないし、正常だと思っているかもしれない。被害者も自分が我慢すればいいと考える、そういうこと。

やはり、周知・啓発していくことは非常に地道だが、していかないと解決に至らない。長い道のりだとは思いますが、よろしくお願ひしたい。

(委員)

私たちは、お酒を飲んでいる時だけ妻に暴力を振るう、お酒を飲んでいない時は全く振るわない場合は、DVとは考えていない。

素面の時に暴力を振るわないということは、お酒を飲んでいるせいであり、アルコールを完全に断つことが出来たら、妻に対する暴力は無くなるため、アルコール依存としての治療を優先的にしてもらい、結果を見ていくという形。

下司病院とも常に連絡を取って、相談を受けながらやっているが、アルコール依存症、お酒を飲んでいる場合、「今、夫が暴れて、とんでもないことをしている。命の危険を感じているので、預かってくれ。」と警察が連れてくる。話を聞いてお酒を飲んだ時だけという場合は、対応の仕方が変わって来る。アルコール依存症であれば、お酒を飲まないようにするために、病院に入ってもらい、どういう形で家族を支援するか。アルコール依存への対応ということで、相談を受けて、やっている。

アルコールで苦しむご家族をいくつも見てきたし、夫のアルコール依存で苦しんでいる、かなりの数の妻からずっと相談を受けてきたし、アルコール依存の治療は非常に難しいと分かっているが、やはりある程度一線を引く必要があるのではないか。アルコールを飲んだ時だけというのは、ちょっとは考慮する必要があるかと思う。

(委員)

お酒を飲んでない時もDVをしてしまう人は結構いるけれども、アルコール依存症の治療さえできればDVの心配がなくなる方もいるということか。

(委員)

そういう意味ではなくて、お酒を飲んでない時は全くしない方の話。お酒を飲んでない時に暴力を振るう方で、お酒を飲んでいる時も暴力を振るう人はDVであると私たちは考えている。お酒を飲んでない時には、まったく暴力を振るわない方については、お酒のせいだという認識で動いているということ。

(委員)

高知県のDV被害者支援計画については、その点をどのように考えているのか。

(県民生活・男女共同参画課)

アルコールについては特に定めておらず、総合的にはDVに含めている。酔っているかどうかではなく、暴力を振るうか、振るわないか。

(委員)

つまり、策定委員会の考えと委員の考えはオーバーラップするところは沢山あるが、(DVのとらえ方について) ちょっと違う部分があるということになるか。

(委員)

あくまで、手当の仕方、対応の仕方の考え方が違うということ。手当の仕方として、アルコールを飲んでいる時だけ暴力を振るう人に関しては、アルコール依存症への対応の必要があるという意味で話をした。

(筒井委員長)

他にご意見はないか。

(委員)

資料5 31ページの最後、性的少数者を対象とした相談の実施について、他県でもここまで明確に書いているところは多くないと思う。ここに書いていただいたことに感謝申し上げたい。

左側に相談窓口の周知と書いているが、どこに窓口を置くのか。配偶者暴力相談支援センターの中に置くのか。また、どういう形で周知を行うのかお聞きしたい。

今はインターネットがこれだけ発達していて、自分の名を出さずに相談できる場が求められていると思う。ネット上で相談できる、相談窓口の電話番号を検索できるなど、アクセスしやすい配慮が必要かと思うが、その辺りをどうお考えか。

(県民生活・男女共同参画課)

窓口については、DV被害者ということであれば、配偶者暴力相談支援センターで相談を受けるが、男性(加害者)からの相談となると、配偶者暴力相談支援センターでは受けることが難しいため、ソールの男性相談などを想定している。

周知の方法としては、今日の会の中で、女性に配布している相談窓口周知カードを男性にも配布するのは危険で、どうかとのご意見もあったので、その点は考えたいと思う。

インターネット上の周知については、具体的にどうしていくか、これから検討していきたい

い。

(筒井委員長)

時間が来たので、この辺でそろそろ終了したいと思っているが、どうしてもというご意見はないか。特になければ、これで終了させていただきたい。